

地元漁業者が主体となった法人の漁業権取得について制限を
求める意見書

平成23年6月25日、東日本大震災復興構想会議において、漁業再生のためには、「特区」手法により、地元漁業者が主体となった法人が、漁協に劣後しないで漁業権を取得できる仕組みを実現すべきであるとの内容を盛り込んだ提言が行われた。

我が国の沿岸漁場においては、多数の漁業種類が複層的に営まれており、漁協が漁業権を管理し、きめ細かな漁業権行使規則を制定して、厳しい管理を行うことで、資源と漁場の持続的利用を可能とするとともに漁業操業上のトラブルを回避してきた。

特区構想の導入により、漁協が一元的に調整・管理している漁場において、一部の地元漁業者が主体となった法人が直接免許を受け、二つの管理主体が存在することとなれば操業上の紛争は必至であり、大きな混乱を招くこととなる。

復興に向け、漁業者が一体となって取り組んでいかなければならない今、特区構想が漁業者の絆を分断し、長年にわたって積み上げてきた秩序を崩壊させることにつながるものであれば、その導入は断じて容認することはできない。

よって、国におかれては、その導入にあたっては、地域の実態と意向を十分に把握し、その地域の意向を踏まえない企業の参入を制限することができる制度とするよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月28日

様

和歌山県議会議長 新島 雄

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

農林水産大臣

内閣官房長官